

令和7年度高等教育の修学支援新制度（二次採用）の申請期間延長について
【授業料等の免除／減免＋ 給付型奨学金の支給】※多子世帯等対象

標記のことについて、以下のとおり募集しますので、希望者は【10月20日（月）まで】に必要書類を学生課学生・図書係に提出してください。（申請書類は学生・図書係で配布しています。）
※提出後もいくつか手続きがあります。選考結果が早めに出るように、可能な限り速やかな提出をお勧めします。
※10月27日（月）に予定しております、授業料等の徴収は通常通り行われます。申請後、採用された場合は、認定区分に応じて返金が行われる予定です。不採用の場合は、返金はありません。

1. 申込資格

令和7年度本科4・5年生及び専攻科1・2年生

（本科4・5年及び専攻科1・2年次に、休学理由以外で留年したことがある学生は除く。）

＜学力基準＞

【本科4年生】（1）又は（2）のいずれかに該当する必要があります。

（1）高等専門学校における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること

（2）（1）に該当しない場合、将来、社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること（※）

【本科5年生及び専攻科1・2年生】（1）又は（2）のいずれかに該当する必要があります。

（1）GPA（平均成績）等が在学する学科における上位1／2の範囲に属すること

（2）（1）に該当しない場合、修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること（※）

（※）学修意欲の確認は、レポートの提出等により行う予定です。

＜家計基準（収入基準・資産基準）＞

下記の「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があります。

●収入基準（区分により、奨学金の金額が異なります。）

【第Ⅰ区分】学生本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること

【第Ⅱ区分】学生本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が
100円以上25,600円未満であること

【第Ⅲ区分】学生本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が
25,600円以上51,300円未満であること

【第Ⅳ区分】学生本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が
51,300円以上154,500円未満であること（多子世帯のみ対象）

※多子世帯の支援について

生計維持者の扶養する子どもの数が3人以上である世帯が対象となります。授業料等減免について、所得制限なく、支援基準額を上限に支援が受けられます。また、給付奨学金支給額算定基準額に応じた、支援区分（第Ⅰ～Ⅳ区分）の金額が支給されます。

（多子世帯の授業料等減免に係る資産基準は、「あなたと生計維持者の資産額の合計が3億円未満であること」となります。）

（あなたと生計維持者の資産額の合計が5,000万円以上3億円未満の場合、給付奨学金の支給はされません。）

●資産基準

申込日時点の学生本人と生計維持者の資産額の合計が5,000万円未満であること。

（多子世帯の場合は上記「※多子世帯の支援について」をご確認ください。）

2. その他

①過去の募集で家計基準対象外であった学生について、今回の二次採用では課税状況を確認する年度が異なるため、結果が変わる可能性があります。希望する場合は、新規で申請してください。

②日本学生支援機構貸与型奨学金との併用は可能ですが、貸与金額が制限される場合があります。

③他の地方公共団体・奨学事業実施団体が実施する奨学金制度が、本奨学金との併用を認めていない場合がありますので、申請する際は必ず確認してください。

④家計急変採用での申込みを希望する場合には、その旨申し出てください。

⑤日本学生支援機構のHPもご確認ください（シミュレーションもできます）。

⑥その他詳細については、学生・図書係（TEL 0897-37-7814）までお問い合わせください。

